

平成30年（行コ）第35号

石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

控訴人 岩下和雄外

被控訴人 国

2019年7月3日

福岡高等裁判所 第4民事部 御中

第7準備書面要旨(費用便益比)

控訴人ら訴訟代理人弁護士 緒方 剛

私からは、治水の側面から費用便益比の問題すなわち、費用対効果の点について第7準備書面の要旨を述べさせていただきます。

第1 被控訴人の主張

費用便益比の問題についての被控訴人第2準備書面の主張は、簡単に言えば起業者である長崎県が、①ダムと河道整備を一連のものとして評価し、②マニュアル等に基づいて費用便益比を適切に算定したと主張するものです。

第2 ①ダムと河道整備とを一体として評価すべきか否か

1 費用便益比の検討対象

しかし、本件で事業認定の対象となっており、かつ控訴人が問題としているのは、「本件ダム建設事業」の費用便益比の問題であって、河道整備をも含めた治水計画ではありません。ここで問題とすべきは、本件事業認定の対象となっているダム建設事業そのものが、費用と効果の点で合理性のあるものとなっているかどうかなのです。言い換えると、本件では石木ダム建設そのものの経済的合理性が問題となるのです。

この点については、土地収用法でも明文上明らかにしています。土地収用法20条本文は、「申請にかかる事業」が各号のすべての要件を満たす場合に、事業の認定をすることができる」と定めています。申請にかかる事業そのものではな

く、関連事業を含めて経済的合理性を検討することなど土地収用法は予定していません。

そして、本件で事業認定の対象となっている事業は、石木ダム建設工事並びにこれに伴う道路付替工事（甲 A 1 事業認定告示）であって、「川棚川河川総合開発事業」ではありません。

事業認定に際して関連事業をも含めて審査してよいということとなれば、事業認定の審査の対象となる事業範囲が不明確となります。そればかりか、単独の事業では問題があるような場合でも、対象外の事業を広く取り込むことで費用対効果や公益上の必要性の有無を自由自在に調整できることとなりうるのです。

第3 治水の目的である川棚川ではない区間の便益が2倍以上

また、川棚川水系河川整備方針等では、川棚川本川の水位低下による治水を内容としています。川棚川の支流である石木川は、治水対象の河川とはなっていない。ところが、長崎県は、ダム建設事業の目的となっていない石木川流域の平均被害軽減期待額を加算しています。

しかも、この便益のうち、本川である川棚川における被害軽減期待額(204.3)の2倍以上が支川の被害軽減期待額(496.3)となっているのです（甲 C31・4 枚目）。分かりやすく言えば、ダムで川棚川の水位を低下させるだけでは、ダム建設の費用に見合う社会的利益が得られないことから、支流である石木川で川棚川の2倍以上の社会的利益があることにして、かろうじて費用に見合う利益があることとしているのです。

第4 ③マニュアルに基づく不特定便益の算定について

1 問題点

そして、費用便益比の問題のうち、一番の問題点は、治水便益ではなく、不特定便益(河川流量の機能維持の便益)を過大に評価している点です。控訴人は、以前の主張書面にて、不特定便益の算定をダム建設完了後に発生

するのではなく、㊸昭和50年から平成34年までの間に発生し続けるとの算定をしている点と㊹これを現在価値化により大幅に増額させている点が問題である旨指摘しています。

これに対して、被控訴人は不特定便益は、治水経済調査アニュアル(乙17・p11)にのっとり適切に算定している旨主張しています。

2 治水経済調査マニュアルの記載

しかし、この治水経済調査マニュアル(p11~12)には、不特定容量の便益を過去に遡って発生したことにすべきだ、もしくはそのように算定してもよいなどとの記載は全く存在しません。このマニュアルは、単に、過去と将来にそれぞれ生じる費用と便益とを評価時点では社会的割引率を用いて現在価値化する旨を記載しているだけです。

ダムが完成していない状態で、計画があるというだけで社会的便益が数十年にもわたり継続的に生じている算定をする合理的根拠は一切ないのです。

3 容量の比較

ダムの容量の中では、不特定容量は、洪水調節容量195万 m^3 の半分以下である74万 m^3 しかありません。ところが、便益の算定の上では治水便益(11436.1)の2倍近くである(21516.9)と算定してしまっています(甲C31・p5最下部(2)と(3)右欄)。

第5 結語

石木ダム建設事業は、その建設に必要となる経費(費用)に対して、実際に生じる社会的利益(便益)は実際には極めて乏しい事業であることは明らかです。費用便益比の問題は、投下する税金をそれに見合うだけの社会的利益があるか否かという事業の合理性の問題です。事業認定の要件である「土地の利用上適切且つ合理的な利用に寄与する」(土地収用法20条3号)との要件を欠いていることは明らかなのです。

以上